

福島県中小企業等経営コスト削減支援補助金（コスト削減補助金） 第2回公募

事業概要

県内の中小企業等が実施する省エネルギー効果の高い設備の更新を支援することで、原油価格・物価高騰により影響を受けている中小企業等の経営コスト削減を図るとともに、継続的な発展を支援します。

- ◇補助対象者 福島県内に本社又は工場等を有する中小企業等（中小企業者、小規模事業者、組合等）
- ◇補助対象経費 下記に掲げる**補助対象設備の更新に要する経費**（購入費用、附带工事費等）であって、**令和6年1月31日までに発注・納品・既存設備の廃棄（処分）・支払・実績報告等すべての手続きを完了したもの**
- ◇補助対象設備
ア 高効率照明（LED等） イ 空調設備 ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫
エ 機械設備等 ※生産活動に直接使用しないものは対象となりません。
オ フォークリフト等 ※作業場において作業することを目的とするもの（公道を自走する車両、船舶等は対象外）
- ◇補助率・補助額
- | | 補助率 | 補助額 |
|-----------|-------|-----------------|
| 中小企業者、組合等 | 2/3以内 | 300万円（下限額 50万円） |
| 小規模事業者 | 3/4以内 | 100万円（下限額 15万円） |
- ◇補助要件等
- ①中小企業等の生産活動における電気消費量又はエネルギー消費量を減少させ、経営コストの削減に資する省エネ設備の更新等を行うこと。
 - ②令和3年11月以降の連続する任意の3か月間の売上又は売上総利益(粗利)、もしくは営業利益が、平成30年から令和3年のいずれか同3か月間と比較し減少していること。
※コスト削減補助金第1回採択事業者は対象外となります（1事業者1回限り）。
※福島県省エネ補助金との重複受給はできません。
- ◇申請必要書類
- ・事業計画書（エクセルファイル：補助金ホームページからダウンロード）
 - ・見積書
 - ・電気消費量又はエネルギー消費量の減少が証明できる書類
 - ・既存設備の状況がわかる画像
 - ・履歴事項全部証明書（法人） / ・直近の所得税確定申告書（個人事業主）
 - ・誓約書兼同意書（補助金ホームページからダウンロード）

事業全体のスケジュールについて



※令和6年1月31日（水）までに、発注・納入・既存設備の廃棄（処分）・支払・実績報告等の全ての手続きが完了しなければ補助金交付の対象となりません。

応募（兼交付）申請について

公募要領公開（補助金ホームページ上で公開）：令和5年7月7日（金）～

申請受付期間（補助金システムにより申請）：令和5年7月20日（木）～8月3日（木）17:30（予定）

※申請は、補助金ホームページより電子申請のみで受け付けます。

採択について

第1回公募において抽選で不採択となった事業者のうち、申請があった事業者をまず追加採択いたします。

注）対象設備や補助上限額等は、エントリー時の内容での採択となります。変更等がある場合は、事務局へご相談ください。

第2回公募期間内に新規で申請があった事業者を予算相当額の範囲内で採択いたします。

第2回公募において予算相当額を超える申請があった場合は、第1回公募と同じ方法による抽選で採択事業者を決定します。

補助金事務局

コスト削減補助金コールセンター

TEL：024-529-6333（平日9:30～17:30）

コスト削減補助金専用ホームページ

<https://energycost-fukushima.jp/>

詳しい情報については、HP上の公募要領及びQ&Aを参照ください。